

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>[2 略]</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p><u>(1) 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業の承認</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> [略]</p> | <p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 任命権者は、短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(1)・(2)</u> [同左]</p> |

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとするとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。